

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規約は、筑紫海会が100周年記念事業として、福岡女子大学の協力を得て設置した施設の運営を円滑に行うため設けるものである。

### (呼称)

第2条 この施設を「つくしみ会室」と称する。(以下「つくしみ会室」という。)

### (形態)

第3条 つくしみ会室は大学との賃貸契約によって使用するものである。

2 大学との賃貸契約は、1年ごとに更新をする。

### (つくしみ会室の趣旨)

第4条 つくしみ会室は、筑紫海会員相互の親睦を図り、ネットワークを構築するとともに、大学及び地域との相互理解と交流を促進し、福岡女子大学の文化を発信する場として設置する。

## 第2章 運営

### (運営組織)

第5条 つくしみ会室の運営を円滑に行うため、つくしみ会室係を置く。

### (係)

第6条 つくしみ会室係は、同窓会の役員をもって充てる。

### (つくしみ会室係の権限)

第7条 つくしみ会室係は、つくしみ会室の適正な管理を行うための所掌事務を行う。

2 所掌事務は、次のとおりとする。

### (つくしみ会室係の所掌事務)

第8条 つくしみ会室の利用申し込みに関すること。

2 つくしみ会室の利用スケジュールに関すること。

3 つくしみ会室の備品に関すること。

4 つくしみ会室の管理に関すること

5 つくしみ会室の利用企画に関すること

## 第3章 つくしみ会室の利用

### (利用申込)

第9条 つくしみ会室の利用を希望する者は、所定の申請書により利用する日の7日前までに事務局に申込みとする。

2 申込みは、筑紫海会会員、福岡女子大学職員、福岡女子大学学生及び筑紫海会会員の紹介を受けた者とする。

### (利用許可)

第10条 つくしみ会室の利用は、同窓会活動に支障のない限り、許可するものとする。ただし、次の項目に該当する場合は、許可を与えないことができる。

- (1)騒音、その他周囲に迷惑をかける恐れのある場合。
- (2)つくしみ会室の設置の趣旨に合わない場合。
- (3)その他管理上支障のある場合。

### (利用時間)

第11条 つくしみ会室の利用時間は原則として次のとおりとする。

10時から16時までとする。ただし、つくしみ会室係で認めた場合は、この限りではない。

2 大学の行事、事務局の開設時期等の理由で、利用できない時期は、別途定める。

### (鍵の管理)

第12条 つくしみ会室を利用するものは、鍵の管理を以下のように行うこととする。

(1)事務局の開設時間(午前10時から午後4時)中の利用については、利用を申し込んだ責任者が、事務局に手続きをして使用すること。

(2)事務局の開設時間以外の利用については、申し込み責任者は、開設時間中に鍵を受け取り、利用終了後施錠をし、監視室に返却時間を記入して返却すること。

## 第4章 その他

### (経費負担)

第13条 つくしみ会室の利用にあたって、同窓会事業及び大学、学生の使用について、経費は原則無料とする。

2 1項以外の利用者は、光熱費等の経費を負担する。

3 その他の経費が発生した場合は、活動終了時に事務局に支払うものとする。

4 利用にあたって、経費等に特別な事情が生じた場合は、つくしみ会室係と協議するものとする。

### (利用者の義務)

第14条 つくしみ会室を利用するときは、次の事項を守るものとする。

(1) 利用責任者は申込者とする。

(2) 利用時間を守ること。

(3) 利用にあたっては、器具、備品等を丁寧に取扱い、室内を汚損しないこと。

(4) 火気使用には特に注意し、後始末を完全に行うこと。

(5) 利用終了後は、現状復帰し、片付け及び清掃をすること。

(6) ごみ類は持ち帰りこと。

(7) その他、つくしみ会室係の指示に従うこと。

### (その他)

第15条 この規定に定められていない事項は、つくしみ会室係で協議し、理事会の承認を得るものとする。

2 この規定の改廃は、理事会で定める。

## 附則

この規定は、平成29年2月18日から施行する。